

件 名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例				
主 管 課	港湾海岸課				
根拠法令等					
【改正の概要】					
松山港、宮浦港及び弓削港の来訪船舶係留施設の使用料の額を改定するため、この条例の一部を改正しようとするものである。					
○プレジャーボートに係る係留施設の使用料（係船料）					
〔改正前〕					
区 分		単 位	金 額		
			重要港湾	地方港湾	
不定期船 ※ プレジャーボートを含む。		総トン数 1 トン 1 回 24 時間までごとにつき	1.1 円	1.1 円	
〔改正後〕					
区 分		単 位	金 額		
			重要港湾	地方港湾	
不定期船 ※ プレジャーボートを除く。		総トン数 1 トン 1 回 24 時間までごとにつき	1.1 円	1.1 円	
プレジャーボート	来訪船舶係留施設以外の施設		総トン数 1 トン 1 回 24 時間までごとにつき	1.1 円	1.1 円
	来訪船舶係留施設	艇長 24 メートル未満の船舶	艇長 1 メートル24時間までごとにつき	320 円	320 円
		艇長 24 メートル以上の船舶	艇長 1 メートル24時間までごとにつき	800 円	800 円
施 行 日		公布の日から起算して 30 日を経過した日			
【その他参考事項】					